

務	00	01	10年
(令和15年3月末まで保存)			
生 企 第 2 9 7 号			
令 和 5 年 3 月 8 日			

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「青森県警察被害少年カウンセリングアドバイザー設置要綱」の制定について  
犯罪等の被害を受けた少年等に対する支援活動を適切に実施するため、別添のとおり  
「青森県警察被害少年カウンセリングアドバイザー設置要綱」を制定し、令和5年4月  
1日から運用することとしたので、次の点に留意して、効果的な運用に努められたい。  
なお、「青森県警察被害少年カウンセリングアドバイザー設置要綱」の制定について」  
(平成25年12月20日付け青警本少第331号)は、本通達の運用開始をもって廃止する。

#### 記

#### 1 趣旨

被害少年に対する継続的支援を実施するに当たっては、当該少年の精神的打撃の程度やその性格、生活状況等に応じた個別的な対応が求められるところである。

また、継続補導（少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を含む。以下同じ。）や少年相談の実施においても、カウンセリング等の専門的知見に基づく対応が求められる場合が少なくない。

このため、被害少年に対する継続的支援、継続補導及び少年相談（以下「支援活動」という。）を担当する少年補導職員をはじめとする警察職員（以下「担当職員」という。）については、専門的な知識や技能が必要とされるとともに、精神面での負担を強いる場合もあることから、あらかじめ、臨床心理学、カウンセリング等に関する高度な知識を有する部外専門家を青森県警察被害少年カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、専門的立場からの助言を担当職員に受けさせ、適切に対応していこうとするものである。

#### 2 委嘱

アドバイザーの委嘱は、県内に居住又は勤務し、臨床心理学、カウンセリング等の専門的知識を有するなど、一定の要件を満たした部外専門家の中から適任者を委嘱するものとし、別記様式1「委嘱状」を交付して行う。

#### 3 運用上の留意事項

##### (1) 助言の範囲等

アドバイザーの業務は、担当職員が行う支援活動に対し、必要な助言を行うもので、具体的には、

- カウンセリングの内容、方法
- 被害少年の精神的打撃の程度、心理状態
- 保護者等関係者との連携による環境の調整
- 医療、カウンセリングなどの専門機関への引継ぎ

などに関するものとなるが、アドバイザーの助言は、あくまでも警察の責任において実施する支援活動の参考とするものであり、アドバイザーに不要な負担を強いることのないよう配慮するものとする。

## (2) 助言を受ける方法等

ア アドバイザーから助言を受ける必要があると認められるときは、別記様式2「被害少年カウンセリングアドバイザー助言依頼書」により、警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由して行うものとする。

イ 依頼を受けた生活安全企画課長は、アドバイザーと連絡をとり、日程等の調整を行うものとする。

ウ 担当職員がアドバイザーの助言を受ける場合には、内容、緊急性、地理的条件等の状況に応じて、文書、電話、面談等の方法により行うものとする。

エ 電話、面談等、アドバイザーから口頭で助言を受けた内容については、別記様式3「被害少年カウンセリングアドバイザー助言回答書」により、担当職員がその都度生活安全企画課長に報告するものとする。

## (3) 生活安全企画課長の責務

アドバイザーからの助言に関する調査等の依頼があったときは、積極的に応ずるよう努めるとともに、担当職員がアドバイザーから適切かつ効果的な助言が受けられるよう円滑な運用に配慮するものとする。

担当 生活安全企画課少年対策係

別添

## 青森県警察被害少年カウンセリングアドバイザー設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、青森県警察被害少年カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 委嘱等

- 1 アドバイザーは、次の各号の要件を満たした者のうちから警察本部長が委嘱する。
  - (1) 臨床心理学、精神医学、カウンセリング等の専門的知識を有する大学の研究者、精神科医、臨床心理士、公認心理師、カウンセラー等の職にある者であること。
  - (2) 被害少年保護活動及び少年の健全育成に理解を有し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。
  - (3) 原則として、県内に居住又は勤務していること。
- 2 警察本部長は、アドバイザーが第2-1のいずれかの要件を欠くに至ったとき又は辞意を表明したときは、委嘱を解くことができる。

### 第3 委嘱期間

- 1 委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「年度」という。）とする。ただし、年度の途中において委嘱されたアドバイザーの委嘱期間は、委嘱された日から当該年度の終了する日までとする。
- 2 警察本部長は、必要と認めるときは、再委嘱することができる。

### 第4 業務

アドバイザーは、警察職員が行う被害少年に対する継続的支援、継続補導及び少年相談のうち次に掲げる活動について、必要な助言を行うこととする。

- (1) カウンセリング等の実施
- (2) 専門機関の紹介
- (3) その他の活動のうち、特に専門的知識を要するもの

### 第5 秘密の保持

アドバイザーは、業務を通じて知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

### 第6 謝金

アドバイザーの謝金については、警察本部長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。